



島根県報

平成29年10月13日（金）

第2,946号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（ ” ）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の所在地の変更	（ ” ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（ ” ）	3
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（森 林 整 備 課）	3

【特定調達公告】

ガスクロマトグラフ質量分析システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	4
遺失物管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る随意契約の相手方等	（ ” ）	7

【正 誤】

平成29年8月4日付け島根県報第2,926号中	（中 小 企 業 課）	7
-------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第545号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成29年10月13日から施行する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県職員採用選考試験（総務部人事課が実施する中山間地域研究センター企画情報部に勤務する研究員の職（地域研究スタッフに限る。）への採用の選考に限る。）の項中「地域研究スタッフに限る。」の次に「及び産業技術センターに勤務する研究員の職」を加える。

島根県告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	育成医療 更生医療	平成29年10月1日

島根県告示第547号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
さとうクリニック	出雲市平田町989番地1	精神通院医療	平成29年9月1日
医療法人スマイルラインりゅう矯 正歯科クリニック	松江市西川津町4282-1	育成医療 更生医療	平成29年10月1日
いしいクリニック	松江市大庭町1802-3	精神通院医療	平成29年10月1日
タカサゴ薬局	松江市大庭町1802-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年10月1日
はあと薬局	江津市後地町825番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年10月1日
かわもと薬局	邑智郡川本町大字川本525-2	育成医療	平成29年10月1日

		更生医療 精神通院医療	
--	--	----------------	--

島根県告示第548号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
出雲看護サービスセンター	出雲市大津町1941	出雲市塩冶町1287-10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年7月1日

島根県告示第549号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
増原 昌明	消化器内科・肝臓内科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成29年9月29日

島根県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲西地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第551号

平成29年島根県告示第509号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
益田市向横田町口1184、口1186、口1198、口1199乙、口1199乙内1、口1199丙、口1248、口1250から口1253まで、口1768-2、口1768内2、口1768-3、口1768内3、口1769-4	堂本 達男
益田市猪木谷町口135から口137まで、口150	吉岡 真人
益田市猪木谷町口146	広瀬 正人
益田市猪木谷町口147、口147内1、口148、口149、口149内1、口149内2、口160、口161、口933、口934-1、口939-1	水津 正子
益田市猪木谷町口162から口164まで、口165-1、口165-2、口166から口169まで、口171-1、口171-2、口175、口331、口917、口921、口923、口924-1、口924-2、口924内1から口924内4まで、口925、口927-3	栗山 達哉
益田市猪木谷町口928-2	下森 ヤスエ
益田市猪木谷町口928-3、口934-2、口936-1、口936-2	吉岡 真人
益田市猪木谷町口146	廣瀬 信義
益田市猪木谷町口150	広瀬 弘
邑智郡邑南町日貫3976-1、3976-11	高橋 峯夫
邑智郡邑南町日貫3976-3、3976-5、3976-10、3976-17、3984	小笠原 千歳
邑智郡邑南町日貫3976-7、3976-12	青山 勝徳
邑智郡邑南町日貫3976-8、3983-2	高場 武美

島根県告示第552号

平成29年農林水産省告示第1229号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手
邑智郡川本町大字川本1851	小畑 和司

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年10月13日

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

ガスクロマトグラフ質量分析システムの賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年2月1日から平成37年1月31日まで

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができるものとする。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(4)理化学機器」に登載されている者であること。

- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成29年10月30日（月）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を電子調達システム又は書面による申請を認められた者は書面により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

平成29年11月9日（木）午前9時から同月10日（金）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成29年11月10日（金） 午後4時（郵送による入札にあっては、正午までに到着していること。）

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 警務部会計課用度係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年11月13日（月） 午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 会議室

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成29年10月27日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成29年10月27日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110（内線2241、2242）

7 入札説明会

行わない。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額（入札予定額に消費税及び地方消費税を加算した額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Subject matter for tender : Lease contract of the gas chromatograph mass spectrometry system
- (2) Bid tendering Date and time : 9 : 00 a.m. November 9, 2017 ~ 4 : 00 p.m. November 10, 2017 (Bids by Post must be received by noon on November 10, 2017)
- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年10月13日

島根県警察本部長 立 崎 正 夫

1 件名及び数量

遺失物管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年9月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社中国支店 支店長 渡辺 功美 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 契約金額

34,191,450円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例公告を行った日

平成29年7月21日

8 随意契約とした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

正

誤

平成29年8月4日付け島根県報第2,926号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から3	島根県雲南市大東町899番5外	島根県雲南市大東町大東899番5外